

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）並びにその他関係法令等に基づき、北見工業大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定め、輸出管理業務の適切な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 外為法等 外為法及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること、又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (4) 輸出等 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15の項までに該当する技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1から15の項までに該当する貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制技術等 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- (8) 相手先 技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者をいう。
- (9) 大量破壊兵器等 輸出令第4条第1項第1号イに規定する核兵器等をいう。
- (10) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (11) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (12) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (13) 取引審査 該非判定の内容のほか、輸出等の取引の相手先又は相手先における用途の内容を審査し、本学として当該取引を行うかどうか又は当該取引が経済産業大臣の許可を要するかどうかを判断することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が本学の活動に関し行う輸出等に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される輸出等は行わない。

- (2) 輸出等を行う場合は、外為法等関係法令を遵守する。
- (3) 適切な輸出管理を実施するため、責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図る。

(輸出管理統括責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、本学の輸出管理に係る業務を統括するため、輸出管理統括責任者を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理責任者)

第6条 輸出管理統括責任者を補佐し、本学の輸出管理に係る業務を適正に実施する者として輸出管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画等に関すること。
- (2) 輸出管理に関して必要な規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 輸出管理に関する規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること。
- (4) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関すること。
- (5) 経済産業省への輸出管理に係る相談及び許可申請に関すること。
- (6) 輸出管理業務の監査に関すること。
- (7) 輸出管理の教育研修に関すること。
- (8) その他、輸出管理に関し必要な事項

(安全輸出管理委員会)

第7条 本学の輸出管理に関し必要な事項を審議するため、安全輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 輸出管理に係る重要な施策の策定に関する事項
- (2) 該非判定及び取引審査(以下「審査等」という。)に関する事項
- (3) 輸出管理に係る教育研修に関する事項
- (4) その他、輸出管理に関する事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 輸出管理責任者
- (2) 知的財産センター長
- (3) 国際交流センター長
- (4) その他学長が必要と認めた者

4 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求

めることができる。

(事前確認)

第8条 輸出等を行おうとする役職員（以下「輸出者」という。）は、次に掲げる事項について事前確認を行わなければならない。

- (1) 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術及びリスト規制貨物に該当するか否かを確認する。
- (2) 相手先の確認 当該輸出等の相手先について、次に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

ア 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

イ 輸出令別表第3の2に掲げる地域であること。

ウ 大量破壊兵器等の開発等を行う若しくは行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報があること。

- (3) 用途の確認 当該輸出等の用途について、次に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

ア 第1号の確認により、リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当する場合については、大量破壊兵器等の開発等若しくはそれ以外の軍事用途に用いられる又はそのおそれがあること。

イ 第1号の確認により、リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当しない場合で、キャッチオール規制技術等に該当する場合については、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあること。

(申請)

第9条 輸出者は、前条による事前確認において該当する項目がある場合又は該当するか否かが不明若しくは疑義がある場合は、別に定める該非判定・取引審査票により、輸出管理責任者に申請し、当該輸出等の承認を得なければならない。

(委員会の審査)

第10条 輸出管理責任者は、前条の該非判定・取引審査票を受理したときは、委員会を招集し、当該輸出等に係る審査等を行う。

2 前項の審査等を行う場合は、輸出者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 輸出者は、委員会の要請に応じ、審査等に協力しなければならない。

(輸出等の承認及び輸出許可申請)

第11条 輸出管理責任者は、前条の審査等の結果を輸出者に通知する。

2 輸出者は、当該輸出等が承認されない限り当該輸出等を行ってはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 輸出管理責任者は、前条に基づく承認が行われた場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な場合には、経済産業大臣に対して学長名により所定の許可申請を行う。

2 輸出管理責任者は、前項の許可申請の結果に基づき、当該輸出等について、許可の可否

を輸出者に通知する。

3 輸出者は、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供及び貨物の輸出に係る管理)

第 13 条 輸出者は、輸出等に際して、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 審査等の手続きが終了し、内容に変更がないこと。
- (2) 外為法上の許可が必要な輸出等について、経済産業大臣の許可を得ていること。
- (3) 輸出等が許可申請書等の記載内容と同一のものであること。

2 輸出者は、前項の確認ができない場合は、輸出等を取りやめ、輸出管理責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理責任者は、前項の報告を受けたときは、事実関係を把握し、適切な措置を講ずる。

(報告)

第 14 条 外為法等若しくはこの規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、速やかにその旨を輸出管理責任者に報告しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反している事実の有無を確認するとともに、適切な処置を講ずる。

3 前項の確認の結果、違反する事実が判明したときは、輸出管理責任者は遅滞なく輸出管理統括責任者に報告する。

4 輸出管理統括責任者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく関係行政機関に報告する。

(監査)

第 15 条 輸出管理責任者は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程の定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を実施する。

(教育)

第 16 条 輸出管理責任者は、外為法等の遵守及びこの規程の確実な実施を図るため、役職員に対し、輸出管理に係る教育を計画的に実施する。

(関係書類の保存)

第 17 条 輸出管理に関する文書、図面及び電磁的記録の保存期間は、輸出等を行った日から起算して7年間保管しなければならない。

(庶務)

第 18 条 輸出管理に関する庶務は、研究協力課において行う。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。